



滋賀県情報通信業立地促進事業費補助金

「事業所(建物)の賃借料」や「通信回線使用料」をサポート！

◆補助対象者・・・新たに事業所等を開設する以下の要件を満たす県外の情報通信業者

- ① 情報サービス業
- ② インターネット附随サービス業
- ③ ①②に掲げるもののほか、県民および県内事業者等のデジタルトランスフォーメーションの推進に資するものと知事が特に認める場合。



補助の要件

- ◎県外事業者が新たに県内に事業所等を開設し、情報通信業の事業を営むこと
- ◎県内事業所等において常用雇用者を3人以上有していること
- ◎滋賀県が実施する「中小企業への若者人材還流促進事業」へ参加すること

◆補助内容

区分	賃借料	通信回線使用料
補助対象経費	操業後の事業所の建物の賃借料(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)	操業後のインターネットの通信回線使用料(インターネット接続サービスの利用に係る経費および専用回線使用料で回線導入に当たって必要な初期費用および資産となるものを除く)
補助額(率)	補助対象経費の1/2 (北部地域は2/3)	補助対象経費の1/2 (北部地域は2/3)
補助限度額	3,500千円/年度	1,000千円/年度

※北部地域:長浜市・米原市・高島市

新たな事業所等を開設する日の30日前までに、事業認定申請書を提出いただく必要があります

詳細は滋賀県産業立地課HPをご覧ください！！

お問合わせ先:滋賀県 商工労働部 産業立地課

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/333204.html>

住所: 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号: 077-528-3792 E-mail: fa01@pref.shiga.lg.jp

